平成２４年（フ）第１９４号
愛知県豊橋市多米西町３丁目15番地13
破産者　塩川　和弘
1　破産債権の届出期間　平成25年４月11日まで
2　一般調査期日　平成25年７月８日午前10時35分
平成25年３月11日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第７３号
熊本県八代郡氷川町宮原栄久45番地
破産者　木村　隆博
1　破産債権の届出期間　平成25年４月11日まで
2　一般調査期日　平成25年５月20日午前11時
平成25年３月11日　熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第２６０２号
札幌市西区二十四軒３条５丁目１番14号、登記簿上の住所東京都文京区湯島２丁目33番９号
破産者　株式会社アドバンス
1　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
2　一般調査期日　平成25年５月22日午後１時30分
平成25年３月８日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２３７号
大阪府東大阪市川田１丁目18番15号
破産者　栗林　佳徳
1　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
2　一般調査期日　平成25年５月23日午後４時
平成25年３月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３６７号
京都市伏見区東大黒町1102番地３　コーポ大黒201、前住所京都市伏見区風呂屋町248番地の１　ルミエール桃山801号
破産者　長尾美知子
1　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
2　一般調査期日　平成25年５月29日午前11時30分
平成25年３月11日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３２０号
愛知県豊川市住吉町２丁目92番地　シティハイツ住吉Ｂ棟102号、前住所愛知県岡崎市蓑川新町３丁目８番地９
破産者　宮川　順子
1　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
2　一般調査期日　平成25年５月17日午後２時30分
平成25年３月11日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４２０号
沖縄県那覇市西３丁目４番１号　アーバンビュー西町802
破産者　仲間　節男
1　破産債権の届出期間　平成25年５月７日まで
2　一般調査期日　平成25年６月６日午後４時30分
平成25年３月７日
那覇地方裁判所民事第３部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第３３３３号
大阪市住吉区我孫子東２丁目１番６号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南船場２丁目７番16号同光ビル内
破産者　ニシマツコーポレーション株式会社
1　期日　平成25年４月22日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年３月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７４５号
大阪市住吉区長居３丁目３番28―402、開始決定時の住所大阪市住吉区杉本２丁目31番１号
破産者　大西　康之
1　期日　平成25年４月22日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年３月８日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１００１号
山形県東置賜郡高畠町大字一本柳48番地の１
清算株式会社　株式会社有機生活
清算人　伊藤　充孝
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（ヒ）第２０２０号
東京都中央区京橋１丁目５番８号
清算株式会社　株式会社メルシャン・サロン
代表清算人　藤代　　均
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第１００１号
神戸市灘区摩耶埠頭
清算株式会社　ミカエルヴァイニッヒジャパン株式会社
代表清算人　宮川　雅子
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第２００８号
東京都中野区中央２丁目４番６号春風ハウス101号
清算株式会社　サイバープロテクト株式会社
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２号
徳島市八万町大坪275番地１
清算株式会社　株式会社ティオ運送
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第５０１号
福島県いわき市平上荒川字長尾74番地の８
清算株式会社　株式会社カタハマ興産
代表清算人　柏原　昭夫
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社株式会社カタハマ興産（以下「清算株式会社」という。）は、別紙「債権者表」における「債権者名」欄記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から２週間以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権元本額（別紙「債権者表」における「債権元本額」欄記載の金額）に応じて按分して弁済する。
2　本協定による弁済は、清算株式会社の本社（福島県いわき市平上荒川字長尾74番地の８）において行う。
ただし、協定債権者が特定の銀行口座への振込を求めたときは、清算株式会社の費用負担により銀行振込手続により実施する。
3　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（別紙「債権者表」における「債権総額」欄記載の金額）から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　第１項の弁済完了後、新たに残余財産が発見された場合は、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権元本額（別紙「債権者表」における「債権元本額」欄記載の金額）に応じて按分して弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、上記追加弁済額の限度で効力を失う。
別表（省略）
福島地方裁判所いわき支部

監 督 命 令

平成２５年（再）第１号
高知市長浜4450番地１
再生債務者　株式会社セネカ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　高知市本町５丁目２番17号　高知本町ビル４階　山下訓生法律事務所　弁護士　山下　訓生
平成25年３月８日　　高知地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第２号
名古屋市東区白壁１丁目50番地
再生債務者　社団法人愛知県農林公社
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月４日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年４月25日から平成25年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部